

おひとりさまの相続（4）

法定相続人に該当する人が誰もいない状況で、一番近い親族が「いとこ」になるケースの相続を考えています。

今の日本では、病気や認知症により正常な判断ができなくなったとき、そして亡くなったときについては、何の事前の取り決めがなくても、大切な意思決定がすべて親族に求められることになるのが原則です。



法定相続人がゼロの場合でも、例えば何かあった時は、仲の良いところが面倒を見てくれるのであれば、ご自分の希望等も含めしっかりとお願いしておくべきです。病気になった時、認知症になった時、そして亡くなった時、どんなことが起こり得て、どこまでが出来て、これ以上は出来ないといったことを、お互いに確認しておくことが必要です。

そして、どんなことが起こるか分からない状況で、家族としての役割を引き受けてくれる人に対しては、どんなに親身になってやってくれていても、相続の権利がありませんから、「遺言」を作成して残った財産の配分を考慮するのが良いのではないのでしょうか。

亡くなった後のことも含め、いとこが面倒を見てくれるのなら、亡くなった後に残った財産が相続人ではないいとこに「遺言」により引き継がれるのは、ごく自然なことです。

それに対して、いとこも同年代でどちらが先か分からないし、流石にいとこの子供達にまで迷惑は掛けられない、という方も多いことでしょう。その場合は、家族の役割を仕事としてOAG ライフサポートのような会社に外部委託するという方法があります。

依頼するのが会社であれば、仕事として病気や認知症のときの対応や、亡くなった後の手続きについて、手数料をいただき実費を精算しながら履行することになりますので、亡くなった後に残った財産について、OAG ライフサポートが「遺言」で寄附などをいただくことは、決してありません。

その場合は、亡くなった後に残るであろう財産の処遇について、自由になることができます。誰かに残さなければならないと考えることなく、もし残ったとしたらどの分野で役立ててもらおうかという観点で、人生最後の思い切った使い方を考えてみてください。

いま、「DIE WITH ZERO ～ゼロで死ぬ～」という書籍が話題になっているように、特に法定相続人がゼロの方の場合、亡くなるときに残る財産がゼロになるくらい、生きている間に自分のために使うのが一番ですが、いつ亡くなるか、どうやって亡くなるのかが分からないうちは、なかなかゼロになるまで使い切るには勇気が必要です。

そこで、もし残ったら・・・という場合に備えて、「遺言による遺贈寄附」によって自己実現を目指してみませんか？

つづく